



(仮称) 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン  
案



# 目次

第1章	ビジョン策定の目的と位置付け	
1.	策定の目的	1
2.	策定の経緯と体制	1
3.	位置付け	3
4.	構成	4
5.	対象範囲	5
第2章	百舌鳥・古市古墳群を取り巻く状況	
1.	歴史的背景	7
2.	古墳群の立地と土地利用の概要	9
3.	社会的背景	13
4.	関連計画	19
5.	活性化に向けた現状の整理	20
第3章	将来像と基本方針・施策の分類	
1.	将来像	21
2.	基本方針	22
3.	施策の分類	23
第4章	施策の展開	
1.	保存管理	25
2.	景観形成	27
3.	みどりの充実	29
4.	受入体制の整備	31
5.	案内の充実	33
6.	情報発信	35
7.	誘客の展開	37
8.	広域連携の強化	39
第5章	ビジョンの実現に向けて	
		41

参考資料

# 第1章 ビジョン策定の目的と位置付け

## 1. 策定の目的

大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざし、古墳群の保存・継承に向けた検討や、情報発信・魅力創出に向けた取り組みを進めています。

そうした中、百舌鳥・古市古墳群を有する地域では、これらの取り組みを契機として、世界にも類をみない貴重な資産を有するまちを見つめ直し、地域住民の暮らしの豊かさの向上や地域の活性化、にぎわいの創出につなげることが求められます。同時に、世界文化遺産登録により国内外から多くの人々が訪れることが予想されることから、これらの人々を適切に誘導することが求められます。

これらの実現のためには、堺市、羽曳野市及び藤井寺市にまたがる古墳群を一体的に捉え、行政間の連携による取り組みを進めるとともに、地域住民、民間事業者、NPOなどが共通の目標を見据えながら各々の役割を果たすことが望まれます。

このため、取り組みの目標や方向性を共有し、各々が主体的に取り組むことを目的として、「(仮称)百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」(以下「本ビジョン」という。)を策定します。

## 2. 策定の経緯と体制

### (1) 世界遺産暫定一覧表記載までの経緯

平成18年度、文化庁が全国自治体に対し、世界遺産暫定一覧表記載資産候補を公募しました。平成19年9月、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市が共同で、暫定一覧表記載資産候補として「百舌鳥・古市古墳群」を文化庁へ提案したところ、平成20年9月、条件付きですが、「世界遺産暫定一覧表への記載が適当」という評価を受けました。

その後、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議(平成20年10月設置)」の意見を聴取しながら、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進府市合同会議(平成21年8月～平成23年3月)」において検討を進め、古墳群の保存に向けた課題を整理した結果、平成22年11月にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載されました。

### (2) 世界遺産暫定一覧表記載から本ビジョン策定までの動き

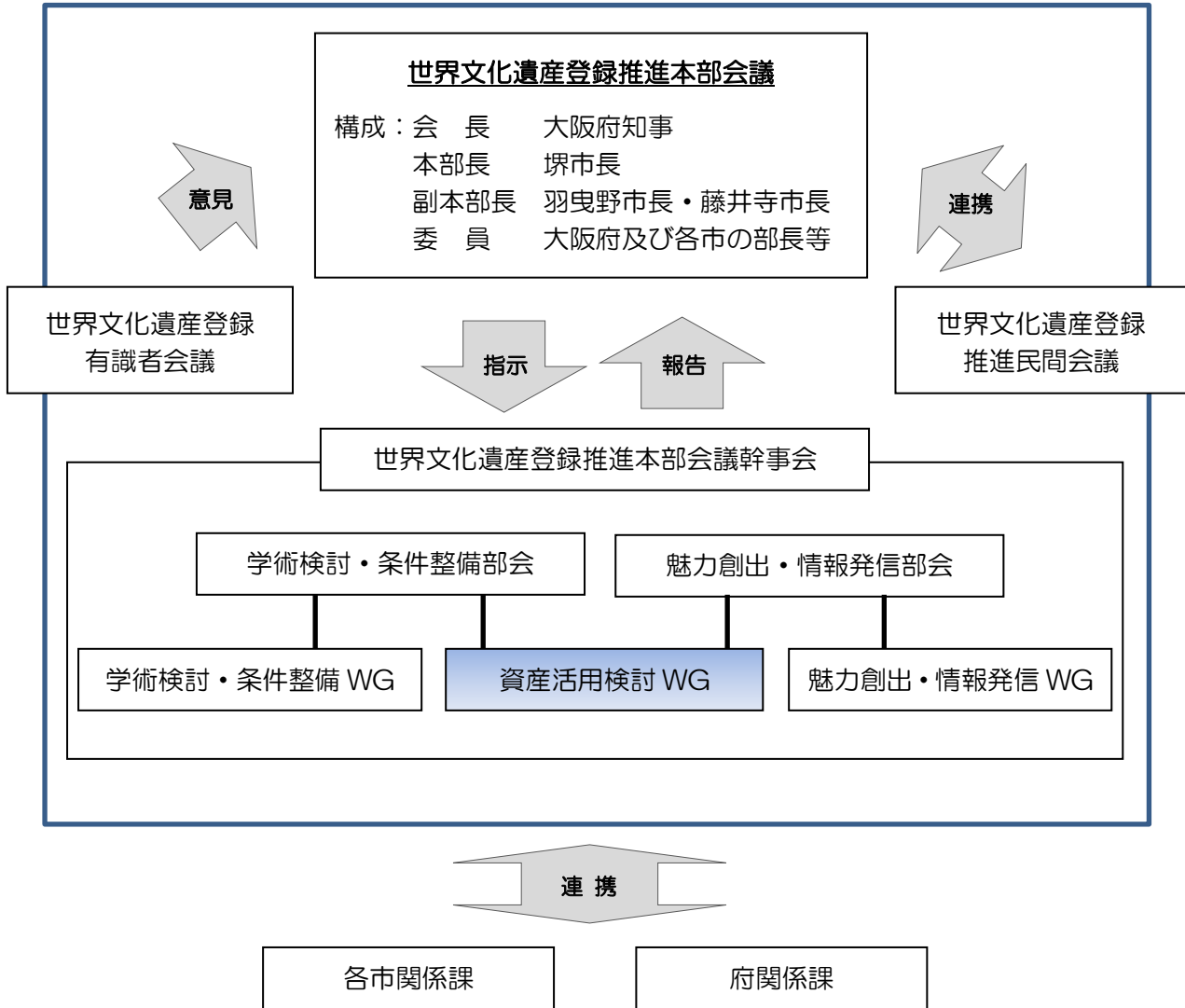
百舌鳥・古市古墳群が世界遺産暫定一覧表に記載されたことを契機として、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市は、古墳群の保存・継承や、歴史と文化を活かしたまちづくりの推進、都市魅力の向上を目指し、平成23年5月に「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」(以下「推進本部会議」という。)を設置しました。

推進本部会議では、「学術検討・条件整備部会」「魅力創出・情報発信部会」を設置し、古墳の価値証明や包括的保存管理計画の検討、並びに国際シンポジウムの開催等による古墳群の魅力発信を行っています。

また、本ビジョンは「資産活用検討ワーキンググループ」において検討を進め、「百

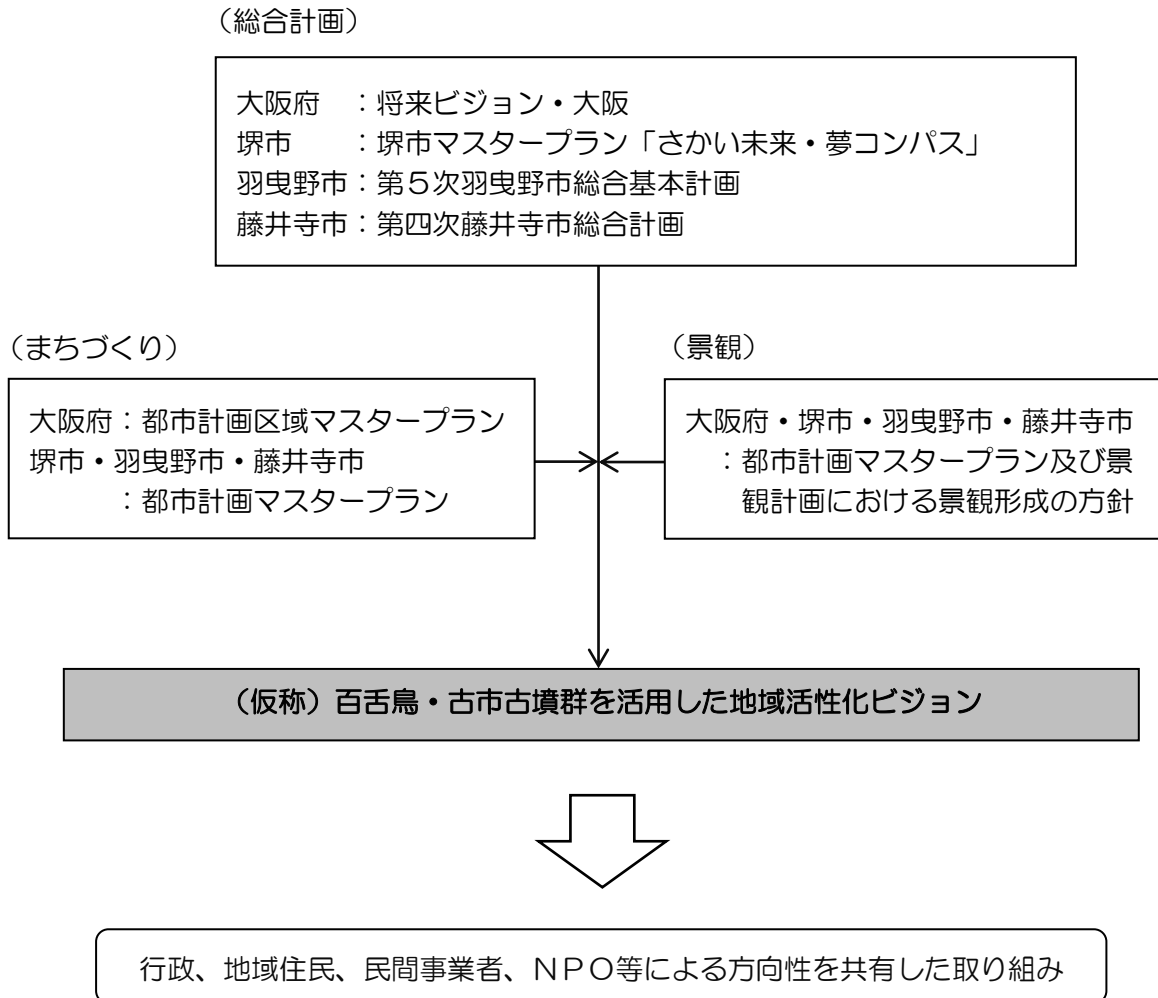
舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議（平成24年6月設置）」や地域住民、民間事業者等の意見を反映しながら策定しました。

【検討体制】



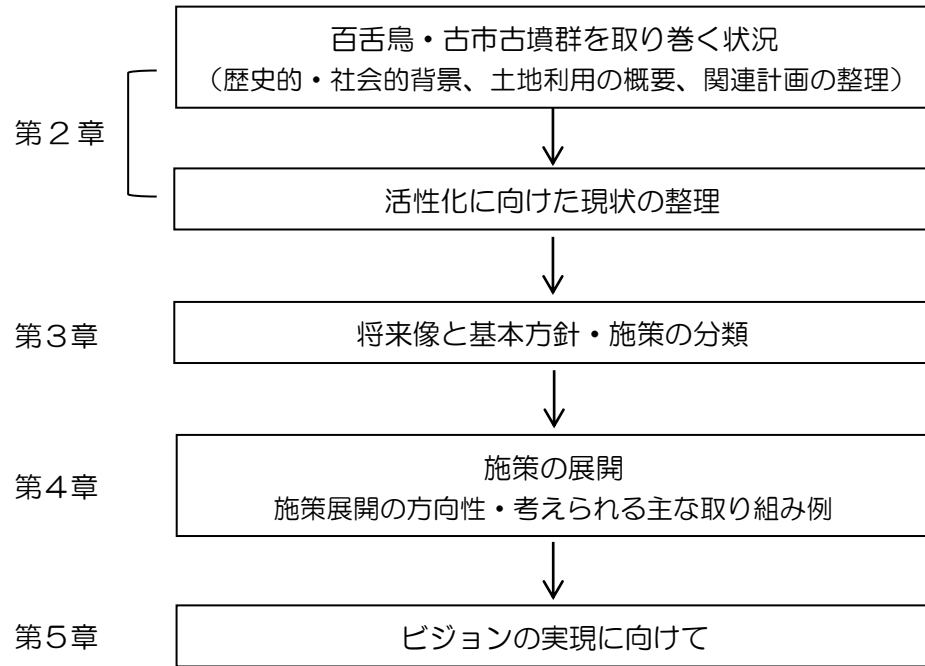
### 3. 位置付け

本ビジョンは、百舌鳥・古市古墳群を取り巻く地域の状況を考慮し、地域活性化に向けためざすべき方向性を示すものです。このため、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市の総合計画やまちづくり・景観に関する計画等を関連計画として整合を図ることとします。



## 4. 構成

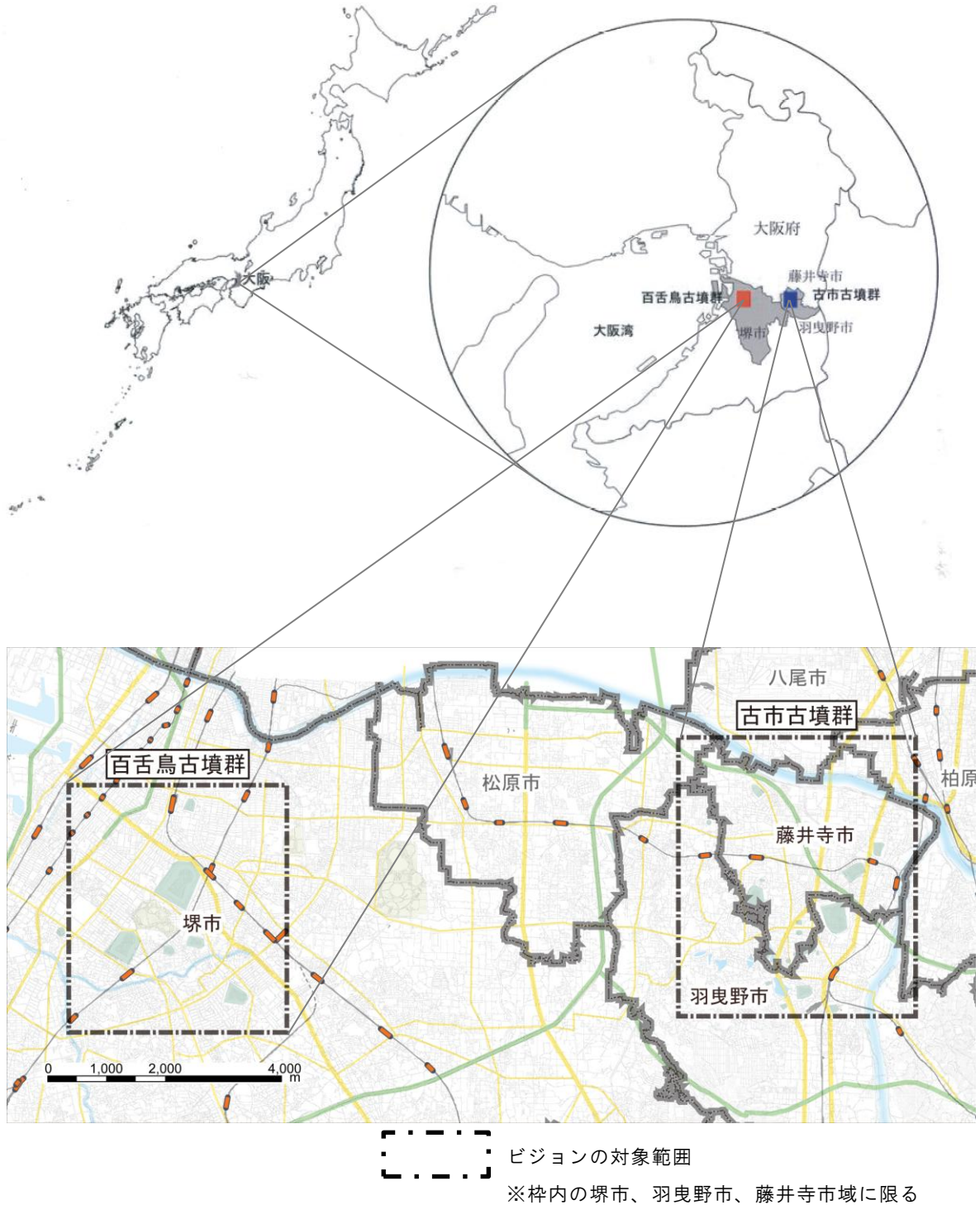
本ビジョンは、第2章で百舌鳥・古市古墳群を取り巻く状況等を示し、活性化に向けた現状を整理します。第3章では、これらを踏まえた地域の将来像や基本方針を設定し、施策の分類を行い、第4章では、施策展開の方向性や考えられる主な取り組み例を示します。第5章では、本ビジョンの実現に向けた取り組みについてまとめます。



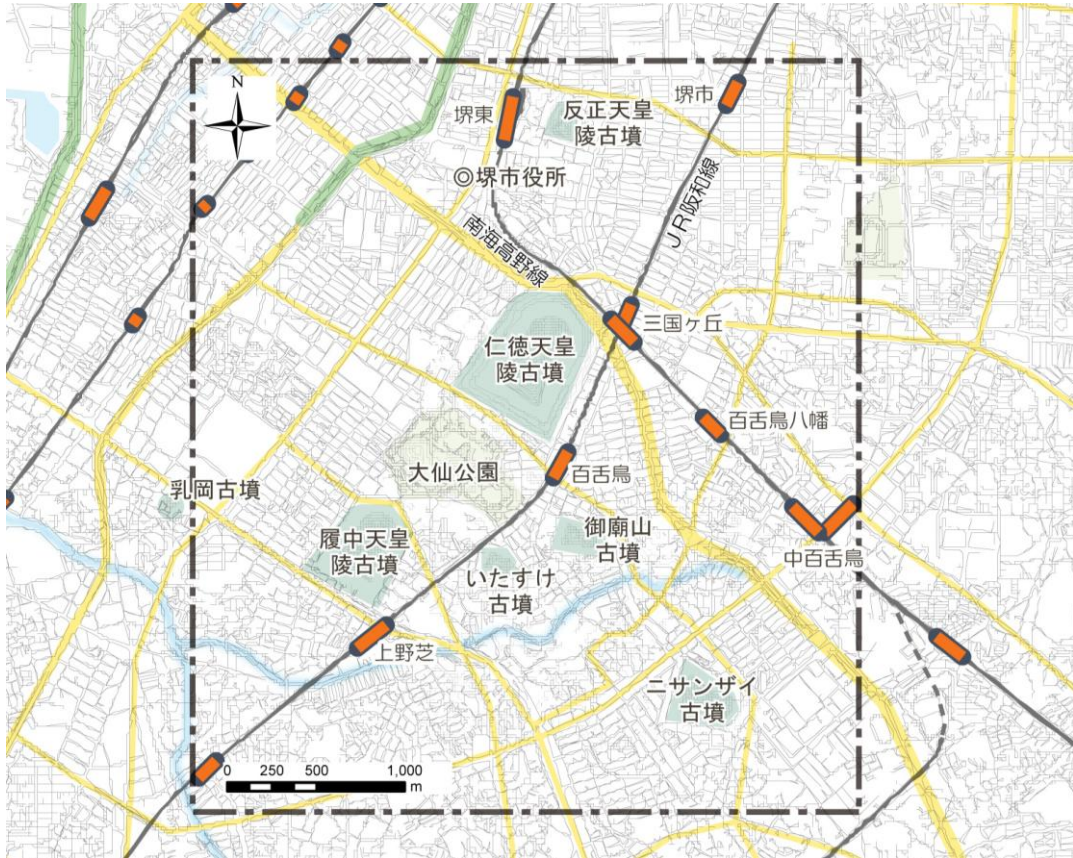
## 5. 対象範囲

本ビジョンの対象範囲は概ね以下のとおりとします。

但し、交通アクセスなどの広域的に連携した取り組み等は、この範囲に限らず本ビジョンの対象として取り扱います。







本ビジョンにおける百舌鳥古墳群の対象範囲

